

第 176 号		
発行日 2025. 3.17		

J R 東労組バス関東本部

J R 東労組ホームページ

申 10 号「社員一人ひとりの成長する意欲に応える処遇 改善の実施及び育児・介護の両立支援施策の実施につ いて」に関する説明申し入れ 団体交渉開催！

17 日 15 時半より本社会議室において、申 10 号について議論を行ってきました。

組合の主張

◎26 日に提案されたことを組織内で議論してきた。賃金についての改善内容を春闘時期に提案、施策の実施まで一か月しかなく、スケジュール感的に遅いと考える。申入れの前書きにも含めたが、我々の賃金改善の申し入れがある中でこのような提案は納得感が無い。春闘の足並みがそろわない。大前提として原資は春闘と分けられているという事でいいのか

◎賃金交渉の中で少子高齢化などこだわってやってきた部分である。我々の主張を受け取ってもらえたというところはある。昇進意欲についても申3号で懸念をしてきた。そういった意味では賃金で、昇進の過度な競争を招くことがないように懸念していかなければいけない。

会社の考え

◎年末から取り組んできた内容であり、取締役会にかかったのが25日だった。社員規模からしても遅いというわけではなく、協約協定を変えるのは一か月前ということもある。少し遅いという認識が無いわけではないが、申し入れを見て追加附記してというものではない。貴側の申し入れをつぶすものではない。ベースアップはベースアップ、制度の変更は制度の変更で話をしていきたい。財布は一つなので無関係ではないが、基本的には別議論である。

◎過度な競争が無いようにというのは理解している。コロナ以降に採用の人とそれ以前に採用の人とで空洞化が進んでいる、将来の幹部候補生を育てていくのが急務。会社を支える人材を育てていくのを今からやっていかないと追い付かなくなる。基本給に関わるものと手当に関わるものと、全体的に見る。今回該当しなかったプロパーの人に関しても納得してもらえる賃金改定をしなければいけないという考えはある。

育児・看護・介護、総合職・車両係の待遇・採用、地域区分の是非などの話もしました。

※議事録等、詳しい内容は組合員の皆さんに別途お知らせします。

J R バス 関東で働く仲間を一つに！